

EU市場統合下における牛肉サプライチェーンと 肉牛と畜産業の構造変化

新山陽子

Yoko NIIYAMA: The Changing Structure of Beef Supply Chain and Cattle Slaughter Industry in the EU Single Market The objects of this paper are following. 1) To indicate the structure of beef supply chain and the elements of influence on that in EU countries. 2) To analyze the structure of cattle slaughter industry and the influence of start of the EU single market on that.

The conclusions are following. 1) Cattle slaughter industry is located to settle on a competitive ability of beef supply chain between EU countries. 2) Public slaughter plants had completely changed private plants in The U. K. and The Netherlands. Public slaughter plants occupy about 50% in amount of slaughter cattle in France and Germany, but the share is decreasing. 3) A average heads of slaughter cattle per plant is increasing in every EU countries. A concentrate ratio of a group of slaughter companies is increasing. CR3 is 30% in France, CR5 is 28% in The U. K.. Some cooperatives slaughter companies groups stand top five groups in France and Germany. 4) A main element of influence of start of EU on slaughter industry is found The Council Directive 91/497/EEC which is to reform EC Fresh Meat Directive. The new Directive required to put hygiene standard which is decided by The Directive into effect to all slaughter plants, and no slaughter plant is allowed to operate without EU committee permission. It is expected to great change the structure of cattle slaughter industry; many plants will be closed. 5) We know that BSE scandal in 1996 is a big element of influence to cattle slaughter industry, but this subject is analyzed another paper.

1. はじめに

牛肉サプライチェーン^(註1)は多様な構成要素からなり、家畜生産からと畜解体、処理、流通の多段階にわたる。その中心に位置するのはと畜産業である。

と畜産業がサプライチェーンの中核的位置を占めるということには、つぎのような意味がある。①食肉の流通過程においては、その途中に必ずと畜解体工程を必要とする。そのため、と畜解体段階の構造がサプライチェーン全体の構造のあり方を決めるといってもよい。②また、将来のEU牛肉市場における各国の競争力を考える場合には、各国の牛肉サプライチェーン全体の状態をみななければならない。そして、競争力は、家畜の供給状況を左右する家畜生産部門の構造に依存するものの、最終的な生鮮牛肉製品（小売包装肉およびカット肉）を製造・販売し、最終消費・小売市場に面したマーケティング主体となると畜産業の構造に規定されるといってよい。③EU市場統合とそれにかかわるハーモナイゼーション措置が最も集中しているのも、この食肉のと畜解体部門である。

近年の畜産物流通および畜産関連産業における世界的な構造変化の方向は、処理部門の企業展開が進み、これを中心にサプライシステム全体の構造が再編されつつあることである。牛肉ではパッカー（と畜解体・部分肉製造企業）の形成と大型化が進みつつあ

り、と畜解体部門における企業的な競争構造が形成されてきている。

しかし、その進み方と構造には国によって違いがある。アメリカのと畜企業の形成・巨大化が最も早くかつ広範囲に進み、現在すでに成熟期にある。日本やヨーロッパはこれより20-30年の遅れがあり、現在ようやく展開期にさしかかる段階にある。

簡単にいえば、アメリカは完全に私企業からなる。アメリカでは、この領域への公共政策の介入、公的制度は一般経済分野以上に出るものではなく、ほぼ完全に私企業の活動にまかされている。このなかで民間企業パッカーが大きく発展を遂げた。しかし、ヨーロッパ諸国と日本では、と畜場および卸売市場をはじめ、公共機関・生産者団体の運営する各種流通機関が流通の中核に位置する枠組みが存在する。このことが、と畜産業の展開と流通構造の展開をアメリカとは違った形にしている。

日本とヨーロッパ諸国では、と畜場は、歴史的に地方自治体が所有・運営していたが、ヨーロッパでは1980年代半ば頃から大手スーパーマーケットのバイイングパワーの強まりのなかで民営化が進められるようになった。協同組合系企業が先頭にたってはいるが、私企業の参入が進み、私企業の行動原理のなかで、パッカーの形成・展開とシェアの集中が徐々に進みつつある。これに対して、日本でも「と畜場法」の改正によりと畜場の公営優先規定が廃止されたが、と畜プラントの経営に参入しているのは、肉牛の場合は国の政策の後押しをうけた農業協同組合系企業と公私混合企業（農業協同組合と地方自治体の合弁が多い）が中心であり、一般私企業の参入はまだ一部にとどまっている。

以上により、牛肉サプライチェーンの変化の方向を明らかにするには、その中心に位置すると畜産業の構造変化およびパッカーの形成・展開のメカニズムを、それを規定する制度的・政策的要因とともに明らかにする必要があるといえる。

また、アメリカでは、牛肉パッカーの巨大化と家畜生産段階におけるフィードロット、小売段階におけるスーパーマーケットの巨大化が、相互規定的な関係をもってほぼ同時に進んだ。しかし、ヨーロッパでは、小売段階におけるスーパーマーケットの巨大化は早い時期に進んだが、家畜生産段階では小規模経営・家族経営が依然として支配的である。さらに、環境政策などによる家畜生産への強い政策的規制が、家畜生産段階の構造を固定化する傾向にある。

このように、サプライチェーンを構成する各部門の状態と部門間の相互関係それ自体がと畜産業の展開にもサプライチェーン全体にも影響を与えており、その影響をも明らかにする必要がある。

本稿では、ヨーロッパのと畜産業の構造変化の実態分析を課題とするが、以上のように、と畜産業およびサプライチェーン全体の動向について、日本、アメリカ、ヨーロッパ諸国の比較検討を進めることを念頭においている^(註2)。

本稿の検討は次の順序で行う。まず、前提的考察として、(1)EU諸国のサプライチェーンの構成要素とその構造変化を規定する諸要因の検討を行う。ついで、(2)EU市

場統合にともなう食肉共通政策とその影響を明らかにする。その後、と畜産業の構造変化の検討に移り、(3)と畜産業の構造問題、(4)食肉共通政策への対応状況、(5)と畜企業の所有構造とその変化、(6)と畜企業の規模と集中度の順に検討を行う。

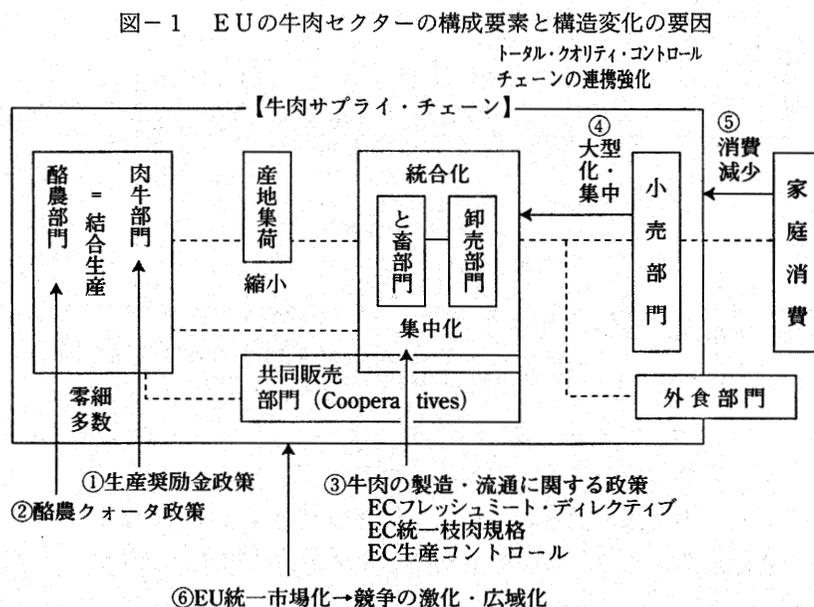
なお、本稿の分析には、主として1994年のオランダ、フランス、イギリスにおける調査結果をもちい、部分的に1995年のドイツでの調査結果を使用している。1996年春の狂牛病騒ぎは、牛肉の消費減少をとおして、構造再編途上にあると畜産業にも大きな打撃を与えた。したがって、あらためてその後の変化を掌握する必要があるが、EU主要国のと畜産業の基本的な構造とその変化の方向性をとらえるうえでは、それ以前の状態を対象にしている本稿の分析も十分有効であると考ええる。原語表記は原則として、英語、フランス語、ドイツ語で行う。

2. 牛肉サプライチェーンの構成要素と構造変化の要因

はじめに、EUの牛肉サプライチェーンの特質をつかむために、サプライチェーンの構成要素とその特徴を整理し、あわせて構造変化の要因と特徴を概率的に検討しておく。

(1) 牛肉サプライチェーンの構成要素とその特徴

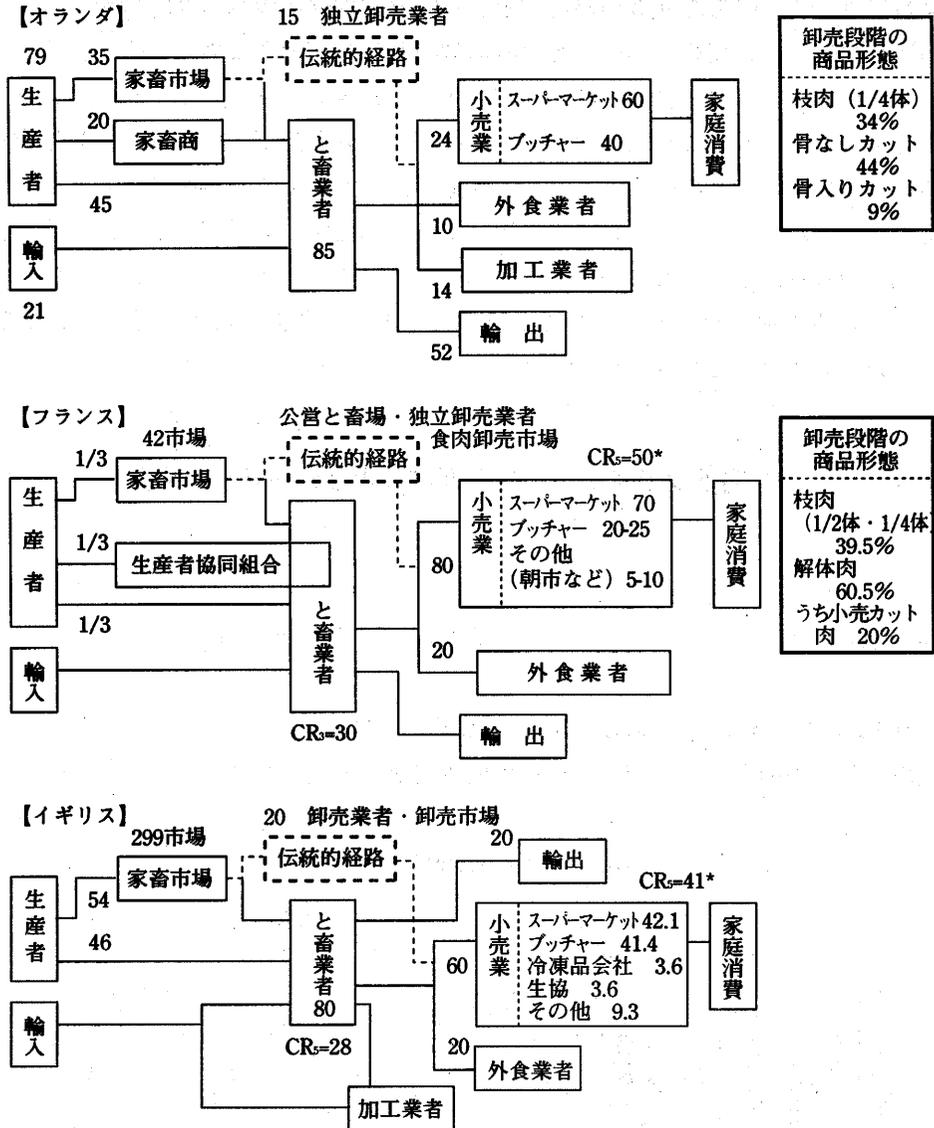
現在のEU諸国の肉牛・牛肉セクターの構成要素は、概略的にとらえたとき図-1に



出所：筆者作成。

注：矢印は影響を与える方向を示し、破線はチェーンの連鎖を示す。

図-2 オランダ、フランス、イギリスの肉牛・牛肉の主要流通経路



注：CRは上位企業の累積集中度。小売業の集中度（*）は、Red meatであり、豚・羊をふくむ。その他の数値は各流通段階の経路別シェア。
 出所：オランダはPVV、フランスはOFIVAL、イギリスはMLCの業務資料および聞き取りによる。年次は1992年。イギリスの小売業の内訳は1991年の数値。

示したような7つの部門からなるとみることができよう。また、肉牛・牛肉の流通経路図でとらえたものが図-2（これには子牛肉の流通経路はふくまない）である。

まず、家畜生産部門である。家畜生産部門の規模は他の部門に比べて小さい。子牛肉 (veal, veaux, Kalbfleisch) は別であるが、肉牛 (cattle, bovins, Rind) の専門肥育業者は、現在のところ、イタリアを除きほとんど形成されていない。周知のように、EU

諸国では牛肉の生産源泉となる家畜生産部門は、酪農部門との結合生産によって成り立っている。EU諸国の大家畜セクターの中心は、いまでも酪農部門にあるといっていよう。

牛肉セクターと近い位置にある子牛肉セクターは、原料資源のすべてを酪農部門の副産物に依存してなりたっている特殊な産業であるが、こちらの方はむしろ酪農生産調整にともなう厳しい競争環境のなかで、産業としてシステムとしての自立化と高度化をとげた^(註3)。しかし、牛肉生産は総じて酪農部門の副産物利用の位置にとどまり、産業およびシステムとしての自立化の度合いが低いように考えられる。肉専用種の飼養は一部であり、農家段階では乳肉両用種を用いた搾乳と肉牛肥育の複合生産形態をとることが多い。近年ようやく、牛肉消費減退への対策として牛肉・肉牛の品質向上が重視されるようになり、それに合った品種や交配、肥育のシステムに関心が向けられるようになりつつある。そして、イギリスなどで専門肥育農家が出現し始めた段階である。

ついで、産地集荷部門および共同販売部門である。共同販売部門は、生産者協同組合(cooperatives, cooperatives, coopératives)系企業によるものであり、畜産では酪農部門を中心に生産者協同組合の力が強いことがヨーロッパの特徴である(表-1)。協同組合系企業は、と畜部門・卸売部門にも参入し、業務の統合を進めている。この点は日本と似ている。産地集荷部門は、家畜商からなるが、近年と畜業者への直販が増加しており、この部門は縮小する傾向にある。

表-1 フランスにおける協同組合企業の市場シェア

品 目	シェア	品 目	シェア
牛乳・乳製品		果実・野菜 (一部)	
集荷	49	生鮮果実	30
飲用乳	61	生鮮野菜	20
バター	54	じゃがいも	25
ミルクパウダー	53	果実缶詰	60
チーズ	33	冷凍果実	60
ヨーグルト	29	冷凍野菜	40
輸出	32	果実輸出	55
家畜・食肉		家禽	
若牛	65	卵	40
肉牛集荷(子牛は除く)	25	食鳥	35
肉牛と畜・販売(子牛は除く)	36		
豚集荷	78		
豚と畜・販売	35		
羊集荷	50		
羊と畜・販売	30		
牛肉輸出	32		

出所：CFCA “French Agricultural Cooperatives: An Economic and Social Force” 1994.

セクターの第2の大きな部分は、と畜業者 (abattoirs, abattoirs, Schlachter) からなると畜部門と卸売部門であるが、卸売部門はと畜業者の直営となり、と畜業者によると畜部門と卸部門との統合が進んでいる。もう少し詳細に言えば、このなかにはフレッシュミート用の処理ないし加工部門をもふくんでいる。と畜 (slaughtering, abattage, Schlachtung), 解体・処理 (prosessing, découpe, Verarbeitung), 卸売 (wholesale, grossiste, Grosshandel) の機能が総合化されてきているのである。この機能を総合的にもつものをアメリカではパッカー (packer) とよぶが、ヨーロッパではフランスとともにイギリスなどの英語圏でもアヴァトゥア (abattoir) で通されている。ヨーロッパではと畜場はもともと日本と同様に公営であったところが多いが、と畜場の民営化のなかでこのような動きが進み、またと畜業者の集中が徐々に進みはじめている。

このような総合的な機能をもつと畜業者の牛肉取扱量が大きくなってきており、イギリス80%、オランダ85%にのぼる (図-2)。このルートが流通の主流になってきていると見てよいだろう。

セクターの3つめの大きな部門は、小売部門 (retailer, détaillant, Einzelhandel) および業務用需要部門 (caterer, RHF, Catering) である。伝統的な肉屋ないし食肉専門店: ブッチャー (butcher, boucher, Fleischer=Metzger) を相当残しながらも、スーパーマーケットさらにはハイパーマーケットの進出が著しく、小売部門の集中は著しく進んできている。赤肉 (牛, 豚, 羊) の小売企業上位5社累積集中度は、フランスで50、イギリスで41と非常に高いレベルに達している。業務用需要部門の成長も見落とせない。

以上、総じて、ヨーロッパにおいては、小売部門のスーパーマーケットの集中度が高いが、家畜生産部門の構造は零細である。と畜部門も、企業化が進み始めているとはいえ、後にみるように、まだ零細性を残し、大きな構造問題をかかえている。

(2) 構造変化の要因とその作用

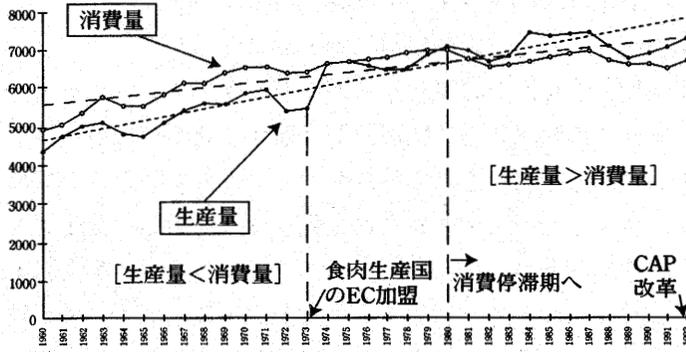
1) 政策要因

まず、EC共通農業政策および食肉の共通市場政策にあらわれる政策的要因がある。

周知のように、1980年代までは牛肉の価格支持政策が中心となり、市場介入制度 (The Intervention System: 市場価格支持のために介入機関が買い入れを行う) が運営されていた。しかし、過剰在庫の発生を直接的契機とし、92年のCAP改革により介入基準の引き下げが行われるとともに、重点政策が家畜生産奨励金による直接補償政策へ移った。

この背景には、図-3にしめしたように、ECの牛肉需給バランスの構造的な変化がある。すなわち、1970年代半ばまでの供給不足がつづいた時代に価格支持・市場介入制度が準備された。しかし、70年代半ば以降、EC諸国の生産量の増加とともに、食肉生

図-3 EC域内の牛肉の生産量と消費量の変化



出所：EC委員会資料。

産の盛んなイギリス、デンマーク、アイルランドなどのEC加盟により域内供給力が大きく増加した。くわえて、1980年代にはいると牛肉消費が長期停滞傾向に転換した。この結果、80年代以降すでに需給バランスは供給過剰基調に転換している。市場介入による過剰在庫の管理、輸出のための輸出補助金の増大が財政を圧迫することになったわけである。在庫品や農家の品種選択軽視による牛肉の品質悪化も問題視された。

① 家畜生産奨励金制度と肉牛生産部門の動向

家畜生産奨励金制度は、ビーフ・スペシャル・プレミアム (The Beef Special Premium: 雄牛の飼養に対する特別奨励金)、サックラ・カウ・プレミアム (The Suckler Cow Premium: 授乳中の雌牛に対する奨励金)、コントロール・クオンティティ (Control Quantity: 農場単位面積当りの家畜数量規制に対する奨励金) がおもなものである。受給対象への飼養頭数制限 (1 農家当たりの雄牛で90頭まで)、家畜数量規制 (ha当たり2頭まで) の導入により、生産数量の抑制と粗放生産への誘導がねらわれている^(註4)。

これらの家畜奨励金制度が、肉牛生産部門に対して影響をおよぼしているのであるが、これに対して最近の特徴的な動きがある。農家の動向として、これらの生産奨励金を得るために、この制度の基準内に1戸当り飼養頭数や単位面積当り飼養頭数をおさえて経営をつづけていこうとする農家が多いのは確かであるが、もう一方に、奨励金が得られなくともこの制限範囲を超えて飼養規模を拡大していこうとする動きがでてきていることである。その典型的な例が、肉牛の専門的肥育経営であり、イギリスでは1,000頭の肥育経営が生まれている。また、政策全体の動きは生産制限的であるなかで、生産条件の不利なフランスの子牛生産農家では、農業者が高齢化し後継者が不足してきている。経営規模の拡大的な再生産が必要になっており、定年前退職、農場の譲渡、譲り受けた

側の経営規模の拡大を条件として補助金が支給されている。現在1農家あたり平均規模が25頭程度であるが、農務省では最低50頭は必要だとみている。フランスではまた、共同農業グループ：GAEKの増加や会社形態もでてきているという。

② 酪農クォーター制度と子牛・肉牛原料供給の変化

以上は肉牛生産部門に直接かかわる政策であるが、牛肉サプライチェーンにとってはそれだけでなく、結合生産関係にある酪農部門に対する政策の影響も大きくうける。牛乳・乳製品過剰のなかでとられた生産制限的なクォーター・システムが酪農部門からの子牛の供給を大きく減少させた。この影響を最も強く受けて激しい変化をおこしたのは子牛肉産業である。子牛肉産業は、飼料用ミルクパウダー製造→子牛契約肥育（コントラクト・ファーミング）→子牛と畜・解体→子牛肉販売・輸出のすべての過程が一つの企業グループのもとに統合されている。企業の多国籍化もすすみはじめ、市場統合にともなう国境の壁の縮小をはやくに享受しているのは子牛肉産業の方だといえる。これに比べると牛肉産業の展開はまだ未成熟である。

③ 牛肉の製造・流通にかんする政策と畜部門の集中化

ついで、牛肉の製造・流通にかかわる共通政策である。以前から、EC加盟国間の輸出入にかんしては、と畜産業に対する統一的な衛生基準と統一的な枝肉規格がもうけられていたが、93年のEU市場統合後のハーモナイゼーション措置として、牛肉の製造・流通のすべてにわたる統一的基準が導入された。ECフレッシュミート指令の91年改正であり、零細と畜場の脱落、集中の促進という方向で、牛肉と畜産業の大きな構造変化を生みそうである。

2) 市場構造・需給要因

以上で、需給関係の変化が背景となって共通政策が大きく変化し、牛肉サプライチェーンの状態に影響をおよぼしていることをみた。さらに政策要因以外に、牛肉サプライチェーンに直接影響をおよぼしているいくつかの要因を示しておきたい。

④ 小売構造の変化と畜部門・卸売部門の統合化・集中化

小売段階における大規模小売店のシェアの著しい集中と、それにとまなうバイイングパワーの上昇が、川上のと畜部門、卸売部門に大きな影響をあたえ、両部門の統合、と畜場の民営化をすすめ、集中化をうながしてきている。

⑤ 狂牛病等による牛肉消費の減退にたいする牛肉サプライチェーンの危機感と戦略

EU全体にわたっての牛肉消費の減少傾向は、牛肉サプライチェーンの構成員とくに彼らをリードする位置にある家畜・食肉機関に危機感を生んでおり、これへの効果的な対応が模索されている。その方策として、牛肉の品質の向上とそのための品質管理・品質保証プログラムの実施がなされ、サプライチェーン構成員全体の相互連携の強化がはかられている。EU共通政策においても生産コントロールシステムの導入がはかられている。この点は、1996年春の狂牛病騒ぎとそれへの対応のために一層強化が進んでい

る^(注5)。

⑥ 統一市場化にともなうEU域内競争の激化・企業の多国籍化

統一市場化にともなう国境の壁の縮小は、競争をEU全域に一層おしひろげ、食肉産業の競争構造に新たな局面をもたらしている。すでに、徐々に外国企業の参入、企業の多国籍化がすすみつつある。

3. EU市場統合にともなう食肉共通政策

(1) 「ECフレッシュミート指令 (EC Fresh Meat Directive)」の改正 —

1991年7月19日付のEC委員会通達91/497 (Council Directive 91/497/EEC) は、ヨーロッパ統一市場の実施にあたって、EC加盟国の全てのと畜場にと畜施設・設備および処理行程の衛生に関する基準を課した。

もともと、ECには、生鮮食肉の製造と流通に関する統一規則として、1964年に制定されたEEC指令64/433 (EEC Directive 64/433) があり、EC構成員の国々へ食肉の輸出を行うと畜業者のと畜場にたいして、衛生基準が課されていた。この基準を満たし、認可を受けたと畜場はECプラント (EC approved plant) と呼ばれている。EC委員会通達91/497はこれを修正・強化したもので、輸出の有無を問わず全てのと畜場のと畜、カッティング、冷蔵のための施設にたいして衛生基準をまもることを要請するものである。

この規則は、食肉の製造地点での衛生検査と証明、荷受け地点での検査の統一されたシステム (harmonized system) を確立することを成しとげ、これによってEC加盟国内では流通過程にそったチェックや輸入地点でのチェックの必要なしに、自由な流通を可能にすることをめざしている。

しかし、この基準はと畜施設の壁、床の仕上げ、手の洗浄、消毒、と畜行程など施設・設備の全体にわたっており、この基準を実行するためには、施設・設備更新のための大きな投資を必要とする。投資能力のあると畜業者、それは規模の大きな業者であるが、はすでに投資を終えてECプラントの認可をえているのであり、それ以外のと畜場は投資能力にかけるところとみてさしつかえない。このような中小と畜場にとっては投資は大きな財政問題をかかえることを意味し、相当数のと畜場の閉鎖も予想される。

ヨーロッパのと畜産業には、1980年代の半ば頃から、大手スーパーマーケットのバイイングパワーの強まりのなかで、これに対抗できるような地方配送網をもつ大規模なと畜業者の発展が要請されてきた。これを契機に、公共と畜場の民営化と大規模化がすすみはじめた。この1980年代からはじまる変化はまだその途中にあるとみることができが、これをヨーロッパのと畜産業の第1次構造再編とすると、今次の1991年からのEU

市場統合をまえにした変化は第1次構造再編にかぶさるようにして要請される第2次構造再編ということができるのではないだろうか。

(2) 衛生基準統一の困難さと実施期間の延長

EC委員会通達91/497は、約2年の準備期間において、統一市場の発足と同時に1993年1月1日から発効された。しかし、と畜場の基準適合のための改善能力には、国によって相当違いがある。たとえば、輸出を主体としてきたオランダではあまり大きな問題にならないが、中小と畜場を多くかかえるイギリス、フランスでは改善はこれら多くのと畜場の財政能力を超える状態にある。このような状態を反映し、多くのと畜場の財政能力を超え、準備期間も短いことを理由に、規則には特例措置がもうけられた。一時的適用除外措置 (Temporary derogations) であり、申請して認められたものは基準の適用を3年延期し、1995年末までに改善計画の実施に着手することとされた。もうひとつは、永久的適用除外 (Permanent derogations) であり、地理的に立地条件の悪い地域に立地すると畜場など (処理頭数が週20家畜単位以下、もしくは年間1,000家畜単位を上限として) が対象とされることになった^(注6)。

しかし、適用除外は当初の措置にとどまらないようである。95年12月のEU農相理事会でさらなる修正に合意されたことがつたえられている。適用除外条件の一部変更と適用除外期間について特別な事情がある場合はさらに2年の延長を認めるというものである。これは、後の項で検討するが、基準適合のための施設の改善がむずかしいと畜場がいかに多いかをしめすものといえる。しかし、このような条件緩和には、すでに小規模と畜場の閉鎖をすすめてきたオランダ、ポルトガルなどからの反対、施設設備改善の投資を行った大手と畜業者からの強い批判がだされているという^(注7)。

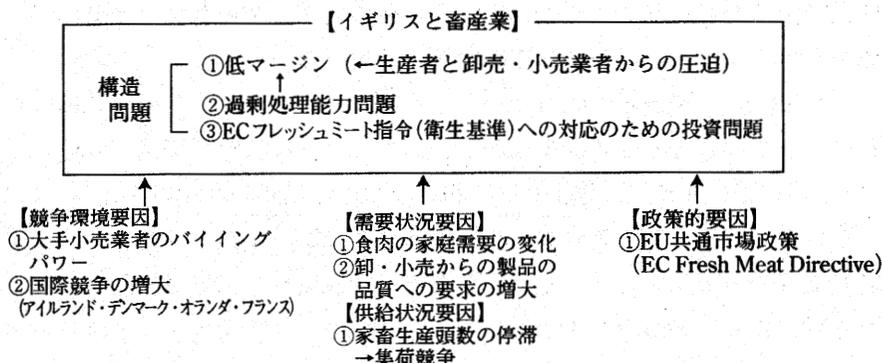
4. と畜業者の構造問題 — イギリスの事例から —

イギリスでは、MLC (Meat and Livestock Commission) がイギリスのと畜産業の当面する問題を分析し、対応策の検討に取り組んだ。その背景には、と畜業者の家畜集荷競争の増大、大手小売業者のバイイングパワーの増大が、と畜産業を一層の低マージン、高費用産業にしており、これにヨーロッパ統一市場の発足と食肉に関するEC委員会通達91/497という契機がくわわり、と畜産業の構造再編に一層拍車がかかることが懸念された、ということがある。この分析結果が、“The Abattoir Industry in Great Britain; 1994 edition”として公表されている。

この分析結果をもとに、イギリスのと畜産業の構造問題とEC委員会通達91/497への対応状況について検討しておきたい。

MLC報告書が、イギリスと畜産業の構造問題とと畜産業の営業状況に大きな影響を与える要因をどのようにとらえているかは、全体を検討するとほぼつぎのように整理することができると思う。概念図を作成して、図-4に示した。

図-4 イギリスと畜産業の構造問題と影響要因



出所：MLC "The Abattoir Industry in Great Britain" 1994 edition にもとづき筆者作成。

(1) と畜産業の構造問題

と畜産業の構造問題は、つぎの2点でとらえられているとみてよいであろう。

第1は、と畜産業の低マージン問題である。これは、食肉プロダクションチェーン(Meat production chain)のなかで、と畜産業が生産者と卸・小売業者の間にはさまれ、両者から圧迫される位置にあるために生じる問題としてとらえられている。MLCがモデル試算したマージンの比較を示したものが、表-2である。確かに他の食肉に比べて著しく低いうえ、この数年減少傾向にある。

第2は、1980年以降発生している過剰処理能力問題である。これは、産業近代化の課題を背景に1975年の国内産食料に関する白書(White Paper on 'Food from our own Resources')とそれにもとづく食肉と畜産業政策

表-2 イギリスと畜産業の収益構造

【見積粗利益】				
	1991	1992	1993	増減率93/91
肉牛 (Cattle)	8.7	9.3	6.4	-26
豚 (Pigs)	24.3	22.6	22.0	-9
羊 (Sheep)	16.0	19.4	14.7	-8
【見積利益・費用】				
総販売高 (Sale Value of Production)	100.0			
粗利益 (Gross Margin)	15.7			
生産費用 (Production Costs)				
生産労働費 (Production labour)	3.0			
その他生産費用 (Other production)	5.0			
販売費用 (Distribution)	1.0			
その他管理労働 (Other staff)	3.0			
その他一般管理費 (Other general costs)	0.3			
家畜仕入れ額 (Livestock purchases)	84.0			
営業利益 (Operating profit)	2.5			

注：モデルは、と畜のみで解体、小売包装は含まない

出所：MLC前掲書

(Red Meat Slaughterhouse Industry Scheme: R. S. I. S) によって、と畜施設、と畜行程の衛生条件の改善を要請されたことに端を発するという。企業の近代化をはかり、輸出機会を拡大しようとする意欲の高いと畜業者が、処理能力の不足を回避するため、施設の衛生条件の改善を行う際に同時に処理能力の拡大をすすめた。政府の1980年代の家畜供給見通しが増加基調で発表されたため、集荷シェアの拡大をめざしたことも処理能力拡大に拍車をかけたと分析されている。その結果、閉鎖されると畜場が失う処理能力の総量を超えた拡大が行われ構造的な問題が発生している。

MLCが推計した過剰処理能力にかんするデータを再構成して表-3に示した。

MLCの読み取り方とは多少異なるが、つぎのような状況が指摘できる。

肉牛の総過剰能力（(年間と畜能力-年間と畜頭数)/年間と畜能力*100）は44.9%にのぼる。そのうち17.5%は、年間を通じて恒常的に操業にまわされることのない構造的な過剰能力部分である。これが、先にみた70年代半ば以降の過剰な施設規模拡大の結果生まれたものとみることが出来る。豚、羊に比べて牛はより大きいことがわかる。この構造的な過剰能力は、今後のEU統合にともなうと畜場の構造再編によってもなお完全には解消されそうにないことを後の項で明らかにする。さらにまた、総過剰能力の残り27.4%も部分の、と畜の季節的繁閑による遊休部分であり、生産および消費の季節性がなくなる限り改善されないものである。

この過剰処理能力は、低マージンに一層拍車をかける要因となっている。

なお、過剰能力や低マージン問題を考える場合に注意すべきは、日本のと畜システムとは基礎条件が大きく異なるということである。日本のと畜場の操業時間はと畜作業員の労働条件の保全を理由として午前中操業に限定されているのが普通であるが、ヨーロッパでは交代制勤務の全日操業であり、またと畜密度も高い（ルール上の処理家畜密度）。したがって、施設面積当り、労働力1人当りの処理頭数はヨーロッパの方がはるかに大きいものと推測される。そのうえで、なおこのようなかたちで採算が問題となっ

表-3 イギリスのと畜産業の過剰能力の評価

(1,000頭, %) (1993年)

	年間 と畜能力 ①	構造的超 過能力/年 ②	年間 と畜頭数 ③	稼働率 ④= ③/①	総過剰能力 ⑤=100-④	構造的 過剰能力 ⑥=②/①	季節的 遊休能力 ⑦=⑤-⑥	⑧= ②/③
肉牛	3,598	632	1,982	55.1	44.9	17.5	27.4	31.9
豚	14,600	1,509	9,387	64.3	35.7	10.3	25.4	16.1
羊	37,578	2,434	11,825	31.5	68.5	6.5	62.0	20.6

注：構造的超過能力②は、最大と畜可能頭数とピーク時期のと畜頭数との差の部分（一年を通じて決して使われることなく恒常的に遊休している部分）。構造的超過能力の年間と畜能力に対する比率が構造的過剰能力⑥であり、総過剰能力と構造的過剰能力との差の部分のと畜の季節的繁閑による遊休能力部分⑦である。⑧は、構造的過剰能力の年間と畜頭数に対する比率。

出所：MLC前掲書の数値を組替えて再計算した。

ているのである。日本の大家畜のと畜場の現行のシステムでは、民間企業の採算ベースにはとても見合わないだろうと考えられる。

(2) 構造問題に影響を与える要因

このような構造問題をかかえると畜産業に大きな影響を与える環境要因として指摘されているのが、つぎの諸点である。

競争環境にかかわって、第1に国内においては大手小売業者のバイイングパワーの増大があげられている。大規模と畜業者においてもその販売上の位置の弱さが指摘されている。第2に、1993年EU市場統合にともなって新たに脅威を増してきたのが、他のEU諸国の食肉企業との競争である。とりわけ競争相手となるのが、輸出国であるアイルランド、デンマーク、オランダ、フランスと考えられている。生鮮食肉製品の需要状況要因として、第1には食肉（Red Meat：牛、羊、豚）に対する家庭需要の変化であり、第2に卸小売業者からの製品品質に対する要求の増大である。供給状況要因としては、集荷競争の度合いを規定する一因となる家畜飼養頭数の動向である。

このようななかで、1991年以降の新たな構造問題として顕在化してきたのが、EC委員会通達91/497に対応するための施設・設備改善のための投資問題である。先にのべた第1、第2の構造問題のなかで、と畜産業全般に投資余力がないのが現況のようである。このことが先にのべたEC委員会通達91/497の適用延期となったのである。

しかし、延期はまた別の競争条件への影響をもたらしているようである。すでに、EC委員会通達91/497以前に輸出プラントとしての条件を確保をするため、ECプラントとして認可を受けている規模の大きいと畜業者は、その時点ですでに投資を行い、その借入金の返済、固定施設・設備償却費の増大による製造コストの上昇という厳しい条件をかかえながら営業を行っている。ところが、本来競争に不利のはずの規模の小さい業者が、適応延期により除外措置を受け、投資、損益上の営業条件の悪化をまぬがれているというものである。このことが、国内の構造再編の時期を先にのばすだけでなく、競争構造にも影響をあたえるとすれば、のばされた間に、大規模なECプラントをもつ業者にたいして、中小規模業者が競争上多少とも有利な位置を確保できるかどうかの問題となろう。このことに関して、報告書は情報や見解を提供してはいない。

いずれにせよ、このような議論がなされるということは、大規模業者といえども国内競争の上で決定的に有利な位置を確保するにいたっていない事をしめしている。一方、逆転して有利性を得られるかのようにのべられている中小業者であるが、中小業者はこの適応延期によってようやくにして生き残れるかどうかの瀬戸際にある状態である。わずか3年の適応延期期間の間に多額の余裕金の蓄積や企業成長が実現できる状況にはなさそうであり、生き残れたとしても投資による負債と高コスト問題をかかえて出発することはまぬがれず、大規模業者にたいして何等有利性を得られるようには考えられない。

経営条件の厳しさは先発の大規模業者以上になるのではなかろうか。このことから考えると、むしろと畜産業が全体として内的成長力にとほしいといえそうである。このような場合、一般的には外的成長戦略として企業合併がすすめられる可能性が高いが、95年末の適用延期期間の終了に1年をのこすまでとなった1994年現在においても、企業合併・集中の速度が急速に高まりそうな気配はみえない。むしろ、つぎの項でみるが、大規模な企業が食肉と畜セクターから撤退している状態である。

5. と畜プラントの衛生基準統一への対応状況 — イギリスとフランス —

(1) イギリス

イギリスでは、MLCの先の報告書によると、先にみたEC委員会通達91/497への対応の現況と今後の見通しは、表-4のように整理される。

まず、総と畜場数の8.3%にあたる54と畜場が永久的適用除外をうけ特例扱いとなっている。14.7%は、すでに1年の間に閉鎖された。現時点でEC認可を受けているものは12.8%であり、95年までの一時的適用除外を受けているものが残り64.9%にもものほる大きな部分をしめる。問題は、この一時的適用除外を受けていると畜場の将来見通しである。MLCの判断では、適用除外が解除される95年末にEU認可を得られる見通しにあるものは、21.8%にすぎず、24.4%は閉鎖の見通しにあり、17.9%は将来の見通しが不明である。

したがって、95年以降営業を続けていけるのは、92年を基準にするとその42.9%にあたる部分であり、39.1~57%が閉鎖されるという見通しになる。この営業をつづけて行ける見通しのあると畜場は、牛のと畜シェア（永久的適用除外のと畜場をのぞく）では、

表-4 EC規則91/497への対応の現状と将来の見通し

	と畜場数 実数 1992	同左 シェア	処理頭数シェア			
			牛 Cattle	羊 Sheep	豚 Pigs	家畜単位 GB Units
1992/93に閉鎖：Closed	95	14.7	5	5	6	5
EC認可：EC approved	83	12.8	58	55	56	56
一時的適用除外：Temporary derogations	415	64.1	38	40	38	39
（閉鎖の見通し）	158	24.4	12	10	9	10
（EC認可獲得の見通し）	141	21.8	23	29	27	27
（将来の見通し不明）	116	17.9	3	1	2	2
恒久的適用除外：Permanent derogations	54	8.3	除	除	除	除
合計	647	100.0	100	100	100	100

出所：MLC 'The Abattoir Industry in Great Britain' 1994 edition

81%をカバーする。この見通しの通りに構造変化がすすむならば、シェアにして2割分を営業継続と畜場で再配分することとなる。これは、先にみた表-3の牛の構造的超過能力の年間と畜頭数比(⑧)31.9%にはおよばない。したがって、牛の場合は、これほど大きな構造変化を経たうえでも、生き残ったと畜場の構造的過剰能力問題は、ある程度緩和はされるものの、解消されるまでにはなお至らないことになる(豚は、ほぼ解消されそうである)。

(2) フランス

フランスでは、表-5に示したように、1990年現在すでに牛のと畜場の51.6%がEC認可を受けており、これはと畜量で見ると91.3%のシェアになる。もし、認可を受けていないと畜場がそのまま閉鎖されたとしても、数のうえではやはり構造変化はダイナミックなものとなるが、と畜量から見ると90年現在の9割は動かないので、と畜量シェアのうえでは変化の度合は小さいといえるのではないだろうか^(注8)。

イギリスとフランスのEC認可を受けていると畜場の比率の違いは、両国のと畜場の規模の違いに対応する。後の項でみるが、フランスの方がと畜場の規模が大きい。

表-5 フランスにおけるEC認可と畜場の比率

		1990年			
		総家畜		牛	
		と畜場数	と畜量	と畜場数	と畜量
公共と畜場(Abattoirs publics)	(%)	73.5	41.3	80.1	53.9
EC認可と畜場(agrées CEE)		44.9	84.9	45.8	85.2
認可されていないと畜場(non-agrées CEE)		55.1	15.1	54.2	14.8
民間と畜場(Abattoirs privés)		26.5	58.7	19.3	46.1
EC認可と畜場(agrées CEE)		80.0	97.9	75.9	98.5
認可されていないと畜場(non-agrées CEE)		20.0	2.1	24.1	1.5
EC認可と畜場合計(agrées CEE)	(%)	53.8	93.8	51.6	91.3
総数/(単位:ヶ所, トン)		491	3,471,700	430	1,422,241

出所：OFIVAL 'ABATTAGES ET ABATTOIRS D'ANIMAUX DE BOUCHERIE EN 1990'

6. と畜産業の所有構造とその変化 — イギリス・フランス・オランダ・ドイツ —

所有関係から見ると、と畜場はまず公共と畜場と民間と畜場とに区分できる。また、企業の系列関係ない企業グループ化を見落とせない。結論を先にのべると、民営化したオランダ、民営化したが大企業が撤退したイギリス、公共と畜場のシェアが高いがそ

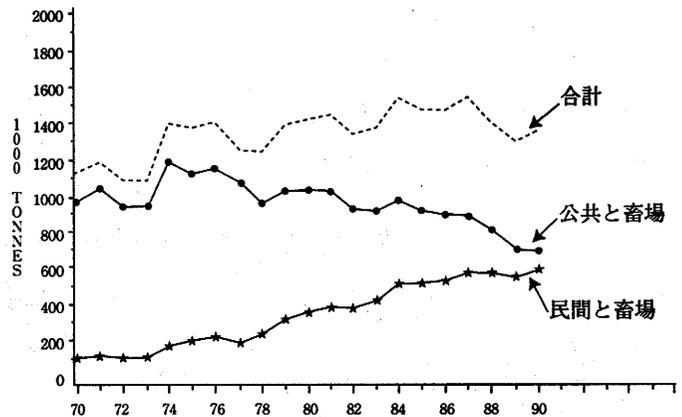
の一方民間企業のグループ化のすすむフランス、ドイツという構図でとらえられる。このなかで、牛肉の場合まだ部分的ではあるが、多国籍化する企業がみられる。

(1) 減少する公共と畜場

ヨーロッパのと畜場は、日本と同じく、もともと地方公共団体によって所有運営されるのが一般的であった。たとえばイギリスでは、19世紀後半の公衆の健康と食料の標準化の社会的要請のなかで、その措置がとられた。しかし、1970年代に入って法改正も行われ、公共と畜場は74年の83カ所から、1992/93年には7カ所にまで減少している。と畜頭数シェアでは、現在わずか1%にすぎない。オランダにも公共と畜場は残っていない。

これにたいして、フランスでも同じように公共と畜場はシェアは減少し続けているものの、90年現在でもと畜量の51.3%をしめ、依然として大きな位置をもっている(図-5)^(注9)。フランスでは、先にみたようにと畜場をもたない卸売業者がまだ多く残っており、FNICGV(全国食肉卸売業および工業連盟)によれば、公共と畜場がなくなることはないともみている。ドイツもおなじような事情にある。

図-5 フランスにおける公共・民間別にみた牛と畜場数の推移



資料出所：OFIVAL "Abattages et Abattoirs Danimux de Boucherie en 1990" より転載

(2) 大企業の撤退したイギリス

民間企業の企業的性格を、まずイギリスについて検討する。

イギリスの民間企業は、「パブリックカンパニー (public companies)」と「プライベートカンパニー (private companies)」に区分される。ここで、それぞれの特徴を知るために、簡単に内容についてふれておくと、およそつぎのようになる。

パブリックカンパニーはすべて有限責任の会社であり、'public limited company'もしくは'plc'を名乗る。最低資本額50,000£を必要とし、事業、会計義務などに厳しい要件が求められる(以下、plcと略す)。プライベートカンパニーは、ファミリービジネスを会社としての取引の有利性をもって続けることができるようにしたり、企業グループ内の子会社として活動する際にplcに適用される厳しい要件が回避できるものとし

ている。このなかには、(plcとしては登記されていない)有限責任の会社、無限責任会社 (unlimited companies)、保証人会社 (guarantee companies) がふくまれる^(註10)。

MLCの報告書によれば、民間企業の動きとして4つの特徴が指摘されている。①企業の規模の大きい plc は近年と畜産業から撤退する傾向にある、②食肉セクターに積極的に参入しているのは小規模の PLC である、③外国籍企業の参入がみられる、④家族経営で営まれている多くの小規模プラントが存在する、ということである。

第1の、大企業の撤退について、その理由はふれられていない。典型的な例としてあげられているのは、1980年代半ばに25以上のプラントをもって展開していた、Hillsdown Holdings である。1990年以降、複数種類の家畜をと畜するプラントはすべて処分され (一部は閉鎖、多くは売却)、豚と畜にのみ専門化した。あるいは、4つのと畜プラントを所有する British Beef Company Ltd. は、売上が増加しているにもかかわらず、その3つを閉鎖した。その親会社である Union International は、と畜より食肉処理・包装 (processing and packing)、食肉・肉製品取引、小売業に興味をもっている。

このような動きとは逆に、第2の特徴として、小規模企業が家畜と畜に参入し、食肉産業において積極的な展開をはかっている。たとえば、Sims Food Group は、3つの EC プラントをもつ小企業グループであるが、他にいくつかの食肉処理・包装の子会社をもち、卸売業者への依存をたち、この領域での成長をめざしている。Unigate は、大規模豚専門企業である Malton Bacon Factory を傘下にもち、1992年から処理頭数の拡大と食肉調理への参入にとりくんでいる。

第3の外国籍企業の参入もみのがせない。その例としてあげられているのが、アイルランドに本拠をもつ Goodman International であり、イギリス内に7つのプラントをもっている。これらのプラントはいずれも規模が大きく、また牛、羊、豚のと畜を行っている。いずれも脱骨およびそれ以降の処理を行う総合的なプラントであり、良好な利益をあげている。

第4の特徴として指摘されているのは、数として多くを占める Private companies と sole traders は、家族の所有と経営によるものが多いことである。通常はただひとつのプラントで操業し、しばしばこのプラントの営業は他の事業 (農業など) の補完物である場合が多いという。製品の販売先は2通りあり、地方営業の肉屋へ供給するか、独立営業のスーパーマーケットや食事提供業者にも供給するかだという。

われわれの複数のアヴァトゥアへの聞き取りによれば、PLC傘下のプラントの少ないものが、かつてこのような小規模な家族経営プラントであり、それが成長し、その過程でグループの傘下に組み入れられていったと考えられる。

(3) 企業グループ化の進むフランス

フランスについて企業の動向をしめすデータは入手できていないが、聞き取りによると、民間企業の領域での企業グループ化はイギリスよりはるかに顕著であり、とくに協同組合資本が上位グループに位置づいているのが特徴である。牛肉については、上位2企業が協同組合資本である。

トップ1のSOCOPAは、牛肉と畜で12%のシェアをもつ（OFIVALによる）。食肉を主たる事業とし、フランス全土を販売圏とし、フランスの農業・食品協同組合グループ全体でもトップ2の位置にある企業である^(#11)。系列に10の輸出会社をもち、肉牛と畜3、豚と畜1、複数畜種と畜6からなり、それらはフランス中央部から北西、北東地域に立地する^(#12)。

トップ2のARCADIEは、牛肉と畜シェア10%である。やはり食肉を主たる事業とし、シャンパーニュ、南東フランスを販売圏としており、農業・食品協同組合グループ全体のなかでランキング5位に位置づく。系列に7つの輸出会社をもち（家畜取引1、複数家畜と畜6）、それらはフランス南部、北東の諸県に立地している。

トップ3のBITALは、私企業であり、牛肉と畜シェア8%である。伝統のある業者であるが、近年多国籍企業に買収されたという。

(4) 協同組合系企業グループのシェアの高いドイツ

ドイツでは、全体として零細と畜場が多いにもかかわらず、企業グループによるシェアの集中がすすんでいる。そのうち上位3社がライフアイゼン農業協同組合系企業であり、3社でおおよそ40-45%のシェアをもつとみられている。旧西ドイツ地域をおおよそ北、西、南にわけて活動している^(#13)。また、私企業でも東ヨーロッパや中近東など第3国への進出に力をいれている大手企業がある。

協同組合系企業は、トップ1がノルド・ドイチュ・フライシュ（北ドイツ食肉）、2位がズート・フライシュ（南食肉）、ベスト・フライシュ（西食肉）であり、いずれも有限会社である。そのうち、ズート・フライシュ^(#14)では、牛豚のと畜・処理プラントを36もつ。また、同社は、100%出資の子会社としてLutzという食肉加工会社をもつ。Lutzは6つの加工場をもっている。南東バイエルンを管内とするオーバーバイエルン支社では、3つのプラントで年間10万頭の牛と18万頭の豚をと畜処理している。これらの牛・豚は、組員農家との年間契約によって集荷される。同支社の食肉のうち55%が、イタリア、フランス、ギリシア、オーストリアなどへ輸出されている。

私企業では、かつては、モクセルが上位にあったが、旧ソ連邦との取引が多く、ソ連邦の崩壊にともなって営業成績が悪化しているといわれる。現在のトップ1のアナス社^(#15)は、同族の合資会社である。1960年に、北ドイツのニーブルで設立されたが、買収や新工場の設立により、6ヶ所のと畜プラントをもつ（処理能力は豚11,500、牛

6,700頭/週)。同社の場合は、農家から直接集荷するものの、スポット取引であり契約方式ではない。第3国への進出に力をいれており、南アメリカ、南アフリカからの輸入と、中近東やロシアなどへの輸出をおこなっている。最近、中国で牛・豚の農場とと畜処理の合弁会社を設立した。また、旧東ドイツにも合弁会社を設立している。

7. と畜産業の規模と集中度^(注16) — イギリス、フランス —

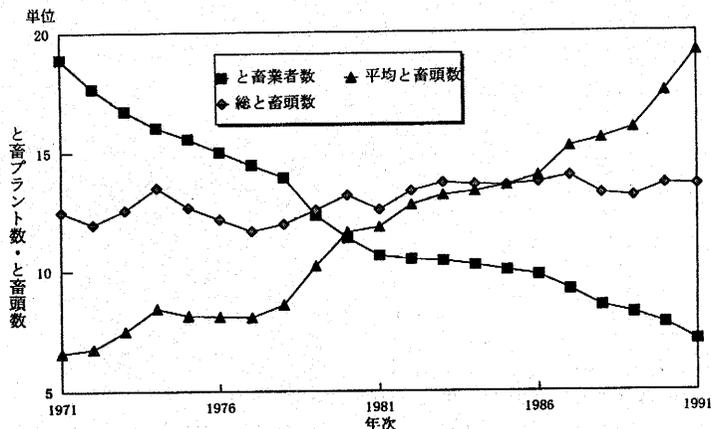
と畜場数のコンスタントな減少のなかで、イギリス、フランスともに、1と畜場当たり平均と畜頭数規模は上昇を続けている。経年推移を、イギリスの総家畜、全と畜場についてしめたのが図-6である。

牛についてみると、イギリスでは1992年現在1と畜場平均と畜頭数は4,804頭である(表-6より算出)。フランスは重量表示であるが、カーカス・ウエイトで4,129トンである(表-7より算出)。イギリスについて、カーカス・ウエイト(285.1kg:去勢牛,若雌牛,若雄牛の単純平均:MLC資料1992にもとづく)で換算すると、1,369トンとなる。平均でみる限り、両国のと畜場規模にはかなりの相違があることがわかる。

牛のと畜規模別にみると、フランスでは、2万トン以上のと畜規模のと畜場が、と畜場総数の5%、総と畜量では35.6%のシェアをしめている(表-6)。この規模では、産業的と畜場のシェアが高い。イギリスでは、5万頭(1.8万トン)以上のと畜規模のと畜場は、と畜場数の1.2%、と畜シェアでは18.8%をしめる(表-7)。

と畜場=プラント単位にみて、イギリスとフランスの集中度曲線を比較できるように示したのが、図-7である。うえにみたようにイギリスの方が平均と畜規模は小さいが、

図-6 イギリスにおけると畜プラント数・と畜頭数・1業者当たり平均と畜頭数の推移(総家畜)



注：単位は、と畜プラント数は100、総と畜頭数は100万頭、平均と畜頭数は1000頭

と畜プラントの集中度は総家畜、牛ともにイギリスの方が相対的に高い。フランス、イギリスのそれぞれの国毎に、畜種によると畜プラントの集中度の違いをしめしたものが図-8、図-9である。イギリスの方が畜種による集中度の違いは小さく、フランスの方が大きいといえよう。両国とも、牛においては集中度が低く、豚においてはそれより高い傾向にある。

表6 フランスにおけると畜場種類別にみた規模別シェア

1992/93

枝肉重量 規模区分	牛と畜場数シェア			牛と畜量シェア		
	全体	公共と畜場 Abattoirs publics	産業的と畜場 Abattoirs industriels	全体	公共と畜場 Abattoirs publics	産業的と畜場 Abattoirs industriels
250以下	23.6	22.3	1.3	0.6	0.6	0.0
250-500	10.3	8.2	2.1	0.9	0.7	0.2
500-1,000	13.0	11.4	1.6	2.3	2.0	0.3
1,000-5,000	30.0	21.5	8.5	17.1	12.6	4.5
5,000-10,000	10.6	7.4	3.2	18.5	13.0	5.6
10,000-20,000	7.4	3.4	4.0	24.9	11.6	13.3
20,000-40,000	4.2	1.9	2.4	25.1	10.8	14.3
40,000以上	0.8	0.0	0.8	10.5	0.0	10.5
合計	100.0	76.1	23.9	100.0	51.3	48.7
総数	377	287	90	1556.7	798.1	758.6

出所：Ministère de l'agriculture et de la pêche 'Activité des abattoirs d'animaux de boucherie en 1992'

注：重量単位は、枝肉重量はトン、総重量は1,000トン

表-7 イギリスにおけると畜規模別にみたと畜業者数・と畜頭数の分布

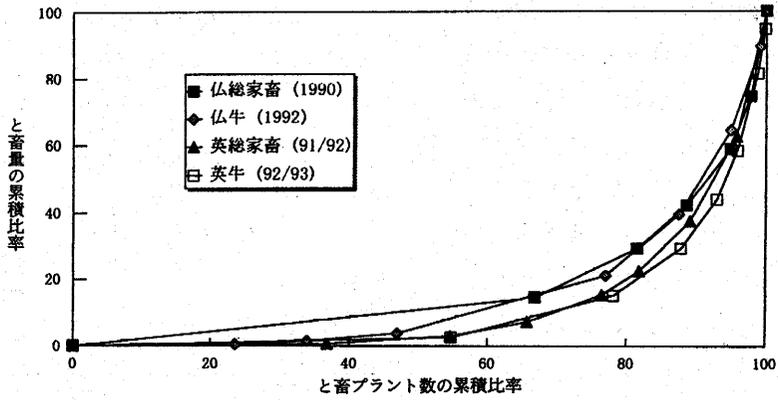
1992/93

と畜頭数規模 (頭)	総家畜		牛		羊		豚	
	と畜場数 %	と畜頭数 %	と畜場数 %	と畜頭数 %	と畜場数 %	と畜頭数 %	と畜場数 %	と畜頭数 %
1-1,000	37.4	0.6	54.7	2.6	34.0	0.5	38.3	0.4
1,001-5,000	18.9	2.4	23.3	12.3	21.3	1.6	21.7	1.9
5,001-10,000	10.2	3.7	9.8	14.2	10.7	2.5	10.9	2.8
10,001-20,000	11.0	7.8	5.1	14.8	9.8	4.5	9.8	4.8
20,001-30,000	4.8	5.9	2.9	14.3	5.3	4.1	3.9	3.3
30,001-50,000	6.2	12.2	2.9	23.2	5.7	7.1	4.6	6.2
50,001-100,000	6.3	22.0	1.0	13.3	5.2	11.3	2.8	6.8
100,000以上	5.4	45.4	0.2	5.5	8.0	68.4	7.9	73.9
合計	100.0	100.0	100.0	100	100.0	100	100.0	100
総数(ヶ所, 千頭)	647	13,205	583	2,801	600	18,795	457	1,275

出所：MLC 'The Abattoir Industry in Great Britain' 1994

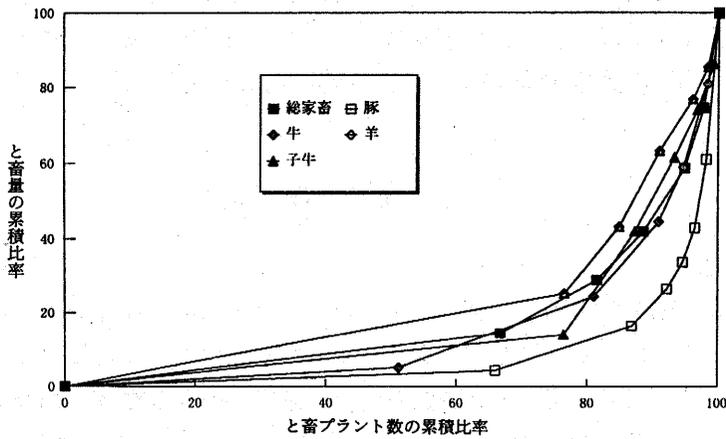
注：牛のカーカス・ウエイトは、去勢牛、若雌牛、若雄牛の単純平均で285.1kgである (MLC 資料)。

図-7 イギリス・フランスのと畜プラントの集中度比較



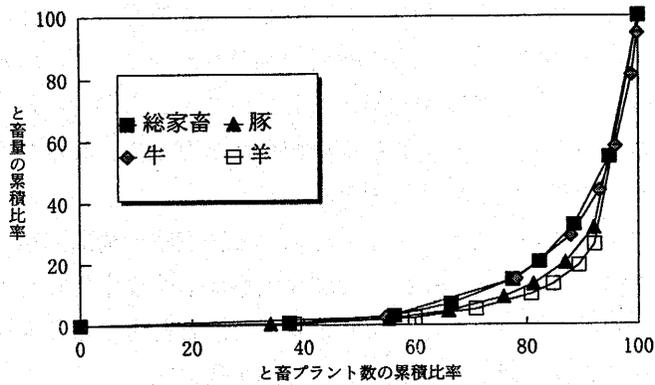
資料出所：表-5, 6, 7の資料をもとに作成

図-8 畜種別と畜プラント集中度 (フランス 1990)



資料出所：表-5, 6の資料にもとづき作成

図-9 畜種別と畜プラント集中度 (イギリス 1992/93)



資料出所：表-7の資料をもとに作成

以上は、プラント単位にみたものであるが、企業単位にみると集中度は相対的に大きくなる。企業グループ化の進んでいるフランスではとくにそうである。表-8 にしめしたように、プラント単位では、 $CR_3=10.5\%$ であるのにたいして、企業グループ単位では、 CR_3 (上位3企業の累積集中度) $=30\%$ となっている。イギリスについては、詳しくは公表されていないが、プラント単位では $CR_7=19\%$ にたいして、企業グループ単位でみると $CR_5=28\%$ である。

以上のように、と畜プラントの規模、集中度が上昇しつつあること、企業グループ単位でみた集中度はより高いこと、イギリス、フランスを比較すると、フランスの方がと畜プラントの規模、企業集中度が高いことが確認された。

表-8 と畜産業の集中度のプラント単位・企業グループ単位にみた比較

	イギリス	フランス
プラント 単位	$CR_1 = 5.5$	$CR_3 = 10.5$
	$CR_7 = 19.0$	$CR_{19} = 35.6$
	$CR_{24} = 42.2$	$CR_{46} = 60.5$
	$CR_{41} = 66.5$	
企業グループ 単位	$CR_5 = 28$	$CR_1 = 12$
		$CR_3 = 30$
		$CR_{56} = 80$

出所：イギリスは表-4，フランスは表-6に同じ。

8. むすび

本稿では、EU諸国の牛肉サプライチェーンとその中心的な位置にあると畜産業がEU市場統合のなかでどのような構造的な変化をこうむりつつあるかを検討した。食肉の供給の流れにそって、家畜生産者、と畜業者、小売業者・業務需要者が相互に連鎖した関係をつくっており、EU諸国ではこれをサプライチェーン（プロダクションチェーン）という概念でとらえている。

まず、このサプライチェーンの構成要素とその特徴を整理し、全体の構造に影響を与えている要因を整理した。と畜産業はチェーンの中心に位置し、川上の家畜生産者と川下の小売業者にはさまれている。家畜生産者は規模が零細であるのに対して、小売段階では大手スーパーマーケットの集中化がすすんでおり、と畜業者に対して強いバイイングパワーを発揮している。さらに、EU市場統合にあたって、EU共通食肉市場政策がと畜産業にあたえる影響が大きいことを確認した。

これに関して、イギリス、フランスを中心に、と畜産業の構造問題、所有構造の特徴、企業の動向などを検討した。その結果、1980年代半ば以降集中化した少数の大手スーパーマーケットのバイイングパワーの強まりのなかで、と畜産業はと畜規模と販売圏を拡大することによってこれに対抗してきたが、1980年代以来かかえてきた過剰能力、低マージンなどの構造的な問題によって、依然として厳しい状態におかれていること。そのよ

うな状態のなかで、EU内の食肉の製造・流通のハーモナイゼーションのために出された、と畜場の統一的衛生基準（EC委員会通達91/497）によって、投資能力の低い小規模零細なと畜場の多くが閉鎖に追い込まれる状態にあること。これによって現在進みつつあると畜プラントの大規模化、企業集中化にあらわされると畜場の再編成がますます促進される見通しが明らかになった。

ただその進み方は国によって多少異なる。最も対応措置の進んでいるのはやはり輸出を中心とするオランダであり、EC委員会通達に先だって再編成をほぼすませつつある。フランスでは、規模の大きいと畜プラントのシェアが高く、企業の集中化も進んでいるので、構造変化は大きいものの供給数量からみれば現況を維持していただくだけの再編成の目処があるが、小規模零細なと畜場の多いイギリスでは、統一衛生基準をクリアできる可能性があると畜場が少なく、構造再編がスムーズに進みにくいことがうかがわれる。この背後には、ほぼ完全にと畜場が民営化したオランダ、公共と畜場のシェアが高いがその一方協同組合企業を中心に民間企業のグループ化のすすむフランス、民営化したが大企業が撤退したイギリス、というと畜産業の構造の違いを示す構図がある。

本文中では、ドイツは民間企業の動向を示すにとどまったが、国家レベルでのと畜プラントの衛生基準統一への対応措置についてみると、本章でとりあげた他の国と異なり対応が明確でない。EU委員会指令や通達は、加盟国の国内法や政令として法制化されてから各国での実施の過程にはいるが、ドイツではまだと畜プラントの衛生基準統一は連邦レベルで法制化されていない。この背景には、調査をつうじてえた状況から考えると、中小零細と畜場を利用している食肉専門店勢力の反対の動きがあるといえそうである。食肉専門店を中心とする食肉同業者組合を代表するのがドイツ食肉連盟（Deutscher Fleischerverband）であるが、ギルドの歴史をもつドイツにおいては強い勢力をもっているようである。このような動きがまた、本文でみたEUレベルでの衛生基準統一の実施時期のあいづく延長となってあらわれているといえるであろう。

以上からみると、EU市場統合を前にして、牛肉流通および牛肉貿易の中核に位置すると畜産業の構造再編は容易ではなさそうである。しかも、構造再編の困難な国においてほど、1996年春の狂牛病問題による打撃は大きく、大手と畜企業の倒産がみられるなど、構造再編の先行きを一層厳しいものにしていく。

注

- (1) 肉牛・牛肉セクターを構成する要素の連鎖の全体をあらわす用語は必ずしも統一されていないが、入手した資料でよく使用されているのが、プロダクション・チェーン（production chain）、サプライ・チェーン（supply chain）である。ここでは後者の方を使うこととする。日本では農畜産物の場合、プロダクトの概念が農家段階に限定されて狭く用いられているため前者は現状では違和感があると考えられるからである。また、これらはフードシステムと同一概念

であると考える。

- (2) 牛肉サプライチェーン (=フードシステム) の日欧米比較は、さしあたって新山陽子「食肉のフードシステムとその変化 — 日欧米比較 —」(高橋正郎『フードシステム学の世界』農林統計協会, 1997年)において行っているため、参照されたい。90年代以降のヨーロッパの牛肉産業の構造については、新山陽子・四方康行・増田佳昭「EU市場統合と牛肉流通構造の変化」藤谷策次代表文部省国際学術研究報告書『EC統合下の農産物流通の再編に関する実証的・政策的研究』第3部, 1997年, 川村保・中嶋康博『EUの食肉加工産業調査事業報告書』農政調査委員会, 1995年, 松木洋一「ECの牛肉, 豚肉, 羊肉, 鳥肉の市場・流通構造に関する調査研究」(『平成4年度畜産物需要開発調査研究事業報告書』畜産振興事業団)を参照のこと。
- (3) 牛肉セクターと子牛肉セクターの構造の比較は、新山陽子「牛肉のフードシステムとアグリビジネス — 垂直的統合と垂直的調整 —」中野一新『アグリビジネス』有斐閣, 1998年, 子牛肉産業については、中嶋康博・斉藤勝宏『EU肉牛産業における子牛肉生産に関する報告書』農畜産業振興事業団, 1996年を参照されたい。
- (4) 前2者の条件には品質向上への配慮がみられる。雄牛の対象は、18カ月の若雄牛, イギリスの2-3年半の去勢牛で、1農家当り90頭までに飼養制限される。雌牛の対象は、肉の質が悪いホルスタイン, フリージアンは肉用種と2回クロスしているものに限定される。
EC共通農業政策の改革とその政策内容の詳細については、塚田幸雄, 土肥俊彦「EC共通農業政策(CAP)の改革について」(『畜産の情報(海外編)』平成4年7月・8月), 肉牛生産部門への影響については、四方康行「EUの農業政策と農業補助金」『農業と経済』1997年6月号を参照されたい。
- (5) 牛肉産業への狂牛病の影響とそれに対応するための品質管理・品質保証システムの強化については別稿(新山陽子「狂牛病とその後のヨーロッパ — 食肉の品質・安全性管理」『農林統計調査』1998年2月)を参照されたい。
- (6) 以上のEC Fresh Meat Directiveに関する検討は、MLC同上書の、Implementation of the Single European Marketを参考にしている。規則の内容については、塚田幸雄・土肥俊彦「駐在員レポートECが93年のEC統一市場における食肉の衛生, 検査基準を定める」(『畜産の情報』平成3年12月)に詳しいのであわせて参考にされたい。ECの食肉産業に及ぼす経済的・構造的インパクトについてもふれられており、そのとらえかたは本稿とほぼ共通しているといえる。
なお、Directiveの日本語訳は、基本規則となるものの指示を「指令」、改正規則の指示を「通達」として区別されているので、本稿でもこれにしたがっている。
- (7) 『畜産の情報』1995年12月トピックス欄参照。
- (8)(9) OFIVAL “Abattages et Abattoirs D’animaux de Boucherie en 1990” にもとづく。
- (10) R. Wareham; D. Smailes; N. B. Barrister “Tolley’s Companies Handbook 1994” にもとづく。
- (11) CFCN (Confédération Française de la Coopération Agricole) “The 15 Top French Agricultural and Food Cooperative Groups” June 1993, による。なお、ランキングトップ1は、牛乳を主たる事業とするSODIAAL, toppu, トップ3はUNCAA (生活用品・食肉), トップ4はSIGMA (穀物) となっている。
- (12) FNCBV (Federation Nationale de la Cooperation Betail et Viande) “Les Cooperatives Françaises Exportatrices” 1994, にもとづく。
- (13) 農林・食料品省での聞き取りによる。
- (14) Südfleisch “Geschäftsbericht 1993”, Luts “Geschäftsbericht 1994”, およびズート・フライシュ・オーバーバイエルン支社の資料と聞き取りによる。
- (15) アナス社での聞き取りにもとづく。なお、1996年10-11月のドイツ調査の際にアナス社の

新山陽子：EU市場統合下における牛肉サプライチェーンと肉牛と畜産業の構造変化

倒産の報を聞いたが資料などでの確認はできていない。倒産の原因は、と畜プラントの衛生基準の統一への対応のための施設・設備投資，旧東独地域への進出のための投資，中国などへの海外進出投資がこの数年の間に進められたが，折り悪く狂牛病問題の発生により消費が急減し，営業成績が悪化，資金回収が困難になったためといわれている。狂牛病問題の影響の大きさを示す例である。

- (16) この項の基礎データは，イギリスはMLC前掲書，フランスはOFIVAL前掲書，および Ministère de L'agriculture et de la Pêche “Activité des Abattoirs D'animaux de Boucherie en 1992” による。